

平成21年3月分から全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の介護保険料率が改定されます。

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の介護保険料率は、平成21年3月分（同年4月30日納付期限分）から、1.19%（現在は1.13%）に改定されます。

これにより、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方の全国健康保険協会管掌健康保険料率は、医療に係る保険料率（8.2%）と合わせて、9.39%（現在は9.33%）となります。

※ 健康保険組合に加入されている方の保険料率は、別途加入されている健康保険組合にご確認ください。

※ 全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の保険料率のうち、医療に係る保険料率（8.2%）については、平成21年9月までに都道府県別の保険料率に移行することとなっています。

介護保険第2号被保険者に該当する場合	現行	平成21年3月分～
（40歳から64歳までの全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者）	9.33%	⇒ 9.39%

介護保険第2号被保険者に該当しない場合	現行	平成21年3月分～
（40歳から64歳までの者以外の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者）	8.2%	⇒ 変更なし

○ 納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、その合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○ 賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、裏面の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、保険料率を乗じた額となります。

また、標準賞与額には上限が定められており、健康保険は年間540万円（毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額）、厚生年金保険と児童手当拠出金は1か月あたり150万円が上限となります。

○ 児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当等の支給に要する費用の一部として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率（0.13%）を乗じて得た額の総額となります。

◆ 従業員の方々へ通知等の励行をお願いします。

社会保険事務所から従業員の方の社会保険の被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額の決定等について通知された場合は、法律によりその内容について従業員の方に通知をしなければならないこととなっております。

また、従業員採用時に年金加入状況の確認のための年金手帳（厚生年金基金加入員証も含む。）の提出及び確認終了後の確実な返付の徹底をお願いします。